

第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全

▼表2-4-2-1 人の健康の保護に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
		1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- 備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性・亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、「要監視項目」より、平成11年2月移行された。
- 5 1,4-ジオキサンは、「要監視項目」より、平成21年11月移行された。
- 6 カドミウムは平成23年10月から基準値が0.01から0.003に変更された。
- 7 トリクロロエチレンは平成26年11月から基準値が0.03から0.01に変更された。
- 8 六価クロムは令和4年4月から基準値が0.05から0.02に変更された。

▼表2-4-2-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川・湖沼・海域）

【環境対策課】

〈河川〉

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考
 1 基準値は日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
 2 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
 3 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml以下とする。
 4 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)

※大腸菌群数(MPN/100mL)は、令和4年4月から大腸菌数(CFU/100mL)に変更された(湖沼、海域もこれと同様。)

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生育する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
 1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)

※ノニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。

※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

（湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日以上である人工湖））

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級、水産1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2、3級、水産2級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水産3級、工業用水1級、農業用水及びCの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級、環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準は適用しない。
- 2 水道1級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100 CFU/100ml 以下とする。
- 3 水道3級を利用目的としている地点（水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数1,000 CFU/100ml 以下とする。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2、3級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理を伴う高度の浄水操作を行うもの
 - 3 水産1級:ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 - 水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 - 水産3級:コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用
 - 4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 - 工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 - 5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)、水産1種、水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
V	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1mg/L以下	0.1mg/L以下

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 - 水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 - 水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 - 3 水産1種:サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 - 水産2種:ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 - 水産3種:コイ、フナ等の水産生物用
 - 4 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

※ノニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。

※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考

1 基準値は、日間平均値とする。

2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

※底層溶存酸素量は平成28年3月から基準に追加された。

〈海域〉

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキササン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級、水浴、自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下	検出されない こと。
B	水産2級、工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100mL以下とする。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水産1級:マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用

水産2級:ボラ、ノリ等の水産生物用

3 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種、工業用水、生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全
2 水産1種:底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種:一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種:汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全:年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に 保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

- ※ノニルフェノールは平成24年8月から基準に追加された。
※LAS(直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩)は平成25年3月から基準に追加された。

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

- 備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいたことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

※底層溶存酸素量は平成28年3月から基準に追加された。

▼表2-4-2-3 要監視項目及び指針値

【環境対策課】

項 目	指 針 値	項 目	指 針 値
クロロホルム	0.06 mg/L以下	イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	クロルニトロフェン(CNP)(注1)	—
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	トルエン	0.6 mg/L以下
p-ジクロロベンゼン(注4)	0.2 mg/L以下	キシレン	0.4 mg/L以下
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	ニッケル (注3)	—
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下
イソプロチオラン	0.04 mg/L以下	ウラン	0.002 mg/L以下
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	モリブデン	0.07 mg/L以下
クロロタロニル(TPN)(注2)	0.05 mg/L以下	アンチモン (注4)	0.02 mg/L以下
プロピザミド	0.008 mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下
EPN	0.006 mg/L以下	全マンガン	0.2 mg/L以下
ジクロルボス(DDVP)(注2)	0.008 mg/L以下	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) (注5)	0.00005 mg/L 以下 (暫定)※
フェノブカルブ(BPMC)(注2)	0.03 mg/L以下		

(注1) クロルニトロフェン(CNP)については、一日許容摂取量に基づいて0.005mg/L以下と設定されていたが、その後、胆のうがん発生との因果関係の有無が明らかとなるまでの間は、一日許容摂取量を設定しないこととされたので、同期間中は指針値は設定しないこととされた。

(注2) クロロタロニル、ジクロルボス、フェノブカルブについては、平成5年の指針値策定以降の知見を踏まえ指針値が変更された。(平成11年2月)

(注3) ニッケルについては、毒性評価が不確定であることから指針値が削除された。(平成11年2月)

(注4) p-ジクロロベンゼン及びアンチモンについては、新たな知見を踏まえ指針値が変更された。(平成16年3月)

(注5) PFOS 及びPFOA の指針値(暫定)については、PFOS 及びPFOA の合計値とする。

▼表2-4-2-4 水生生物保全要監視項目の水域類型及び指針値

【環境対策課】

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	淡水域	生物A	0.7mg/L以下
		生物特A	0.006mg/L以下
		生物B	3mg/L以下
		生物特B	3mg/L以下
	海水域	生物A	0.8mg/L以下
		生物特A	0.8mg/L以下
フェノール	淡水域	生物A	0.05mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下
		生物B	0.08mg/L以下
		生物特B	0.01mg/L以下
	海水域	生物A	2mg/L以下
		生物特A	0.2mg/L以下
ホルムアルデヒド	淡水域	生物A	1mg/L以下
		生物特A	1mg/L以下
		生物B	1mg/L以下
		生物特B	1mg/L以下
	海水域	生物A	0.3mg/L以下
		生物特A	0.03mg/L以下
4-tert-オクチルフェノール	淡水域	生物A	0.001mg/L以下
		生物特A	0.0007mg/L以下
		生物B	0.004mg/L以下
		生物特B	0.003mg/L以下
	海水域	生物A	0.0009mg/L以下
		生物特A	0.0004mg/L以下
アニリン	淡水域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.02mg/L以下
		生物B	0.02mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海水域	生物A	0.1mg/L以下
		生物特A	0.1mg/L以下
2,4-ジクロロフェノール	淡水域	生物A	0.03mg/L以下
		生物特A	0.003mg/L以下
		生物B	0.03mg/L以下
		生物特B	0.02mg/L以下
	海水域	生物A	0.02mg/L以下
		生物特A	0.01mg/L以下

4-tert-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールは平成25年3月から指針値に追加された。

▼表2-4-2-5 公共用水域における農薬の水質評価指針

【環境対策課】

農薬名	評価指針値 (mg/L)	種類	農薬名	評価指針値 (mg/L)	種類
イプロジオン	0.3以下	殺菌剤	ブタミホス	0.004以下	除草剤
イミダクロプリド	0.2以下	殺虫剤	プロプロフェジン	0.01以下	殺虫剤
エトフェンブロックス	0.08以下	殺虫剤	プレチラクロール	0.04以下	除草剤
エスプロカルブ	0.01以下	除草剤	プロベナゾール	0.05以下	殺菌剤
エディフェンホス (EDDP)	0.006以下	殺菌剤	プロモブチド	0.04以下	除草剤
カルバリル (NAC)	0.05以下	殺虫剤	フルトラニル	0.2以下	殺菌剤
クロルピリホス	0.03以下	殺虫剤	ペンシクロン	0.04以下	殺菌剤
ジクロフェンチオン (ECP)	0.006以下	殺虫剤	ベンスリド (SAP)	0.1以下	除草剤
シメトリン	0.06以下	除草剤	ペンディメタリン	0.1以下	除草剤
トルクロホスメチル	0.2以下	殺菌剤	馬拉チオン (マラソン)	0.01以下	殺虫剤
トリクロルホン	0.03以下	殺虫剤	メフェナセツ	0.009以下	除草剤
トリシクラゾール	0.1以下	殺菌剤	メプロニル	0.1以下	殺菌剤
ピリダフェンチオン	0.002以下	殺虫剤	モリネート	0.005以下	除草剤
フサライド	0.1以下	殺菌剤			

▼表2-4-2-6 地下水の水質汚濁に係る環境基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	ふっ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ほう素	1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

備考1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の43.2.1,43.2.3,43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1,5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1,5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

▼表2-4-2-7 底質の暫定除去基準

【環境対策課】

項 目	基 準 値	
	河川・湖沼	海 域
P C B	10 ppm	10 ppm
水 銀	25 ppm	「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日(最終改定平成24年8月8日)環境庁水質保全局長通知)に定める基準値に該当しないこと

▼表2-4-2-8 農業（水稲）用水基準

【みやぎ米推進課・環境対策課】

「農業（水稲）用水基準」は、農林水産省が昭和44年春から約1か年間、汚濁物質別について「水稲」に被害を与えない限度濃度を検討し、学識経験者の意見も取り入れて、昭和45年3月に定めた基準で、法的効力はないが、水稲の正常な生育のために望ましい灌漑用水の指標として利用されている。

項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
(1) pH(水素イオン濃度)	6.0～7.5	(5) T-N(全窒素濃度)	1mg/L以下
(2) COD(化学的酸素要求量)	6 mg/L以下	(6) 電気伝導度(塩類濃度)	0.3 mS/cm以下
(3) SS(浮遊物質)	100mg/L以下	(7) 重金属 As(ヒ素) Zn(亜鉛) Cu(銅)	0.05mg/L以下
(4) DO(溶存酸素)	5 mg/L以上		0.5 mg/L以下
			0.02mg/L以下

〔参考〕

窒素については、東京都農業試験場が窒素濃度と水稲生育収量との関係を、またCODについては、愛知県農業試験場がCODと水稲被害率の関係について、それぞれ以下に示すものを報告している。

■用水の窒素濃度と水稲生育収量の関係

T-N	生育収量への影響
1mg/L以下	まったくなし
1～3mg/L	やや過繁茂
3～5 mg/L	過繁茂、ときに収量減
5～10 mg/L	収量減
10 mg/L以上	収量激減

(東京都農業試験場 1967年)

■CODと水稲被害率との関係

COD	被害率(%)
5.6 mg/L以下	0
5.6～8.2 mg/L	0～5
8.2～15.0 mg/L	5～10
15.0～20.0 mg/L	10～12

(愛知県農業試験場 1964年)

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

▼表2-4-2-9 水産用水基準

【水産業基盤整備課】

水産用水基準 [(公社)日本水産資源保護協会(2018年版)]			
項目	基準値		
	河川	湖沼	海域
有機物 (BOD)	自然繁殖条件:3mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:2mg/L以下 成育の条件:5mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:3mg/L以下	—	—
有機物 (COD)	—	自然繁殖条件:4mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:2mg/L以下 成育の条件:5mg/L以下 ただし、サケ・マス・アユ:3mg/L以下	一般海域・ノリ養殖場や閉鎖性内湾の沿岸域:一時保留
全窒素	—	コイ・フナ:1.0mg/L以下 ワカサギ:0.6mg/L以下 サケ科・アユ科:0.2mg/L以下	水産1種0.3mg/L以下 水産2種0.6mg/L以下、0.3mg/Lを超える 水産3種1.0mg/L以下、0.6mg/Lを超える ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.07~0.1(無機態窒素)mg/L ワカメ養殖の最低必要栄養塩濃度: 0.028(無機態窒素)mg/L
全リン	—	コイ・フナ:0.1mg/L以下 ワカサギ:0.05mg/L以下 サケ科・アユ科:0.01mg/L以下	水産1種0.03mg/L以下 水産2種0.05mg/L以下、0.03mg/Lを超える 水産3種0.09mg/L以下、0.05mg/Lを超える ノリ養殖の最低必要栄養塩濃度:0.007 ~0.014(無機態リン)mg/L
DO	一般:6mg/L以上 サケ・マス・アユ:7mg/L以上	一般:6mg/L以上 サケ・マス・アユ:7mg/L以上	一般:6mg/L以上 内湾漁場の夏季底層において最低限 維持:4.3mg/L(3m/L)
pH	6.7~7.5 生息する生物に悪影響を及ぼすほどpHの急激な変化がないこと	6.7~7.5	7.8~8.4
SS	25mg/L以下(人為的に加えられる懸濁物質は5mg/L以下) 忌避行動などの反応を起こさせる原因とならないこと。 日光の透過を妨げ、水生植物の繁殖、成長に影響を及ぼさないこと。	サケ・マス・アユ:1.4mg/L以下(透明度4.5m以上) 温水性魚類:3.0mg/L以下(透明度1.0m以上)	人為的に加えられる懸濁物質は2mg/L以下 海藻類の繁殖に適した水深において、必要な照度が保持され、その繁殖と成長に影響を及ぼさないこと。
着色	光合成に必要な光の透過が妨げられないこと。忌避行動の原因とならないこと。		
水温	水産生物に悪影響を及ぼすほどの水温変化がないこと。		
大腸菌群数	100mLあたり1,000MPN以下であること。ただし、生食用のカキを飼育するためには100mLあたり70MPN以下であること。		
油分	水中には油分が検出されないこと。水面に油膜が認められないこと。		
有害物質	有害物質の基準値は別表に掲げる物質ごとに同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
底質	河川及び湖沼では、有機物などによる汚泥床、みずわたなどの発生をおこさないこと。 海域では乾泥としてCODOH(アルカリ性法)20mg/g乾泥以下、硫化物は0.2mg/g乾泥以下、ノルマルヘキサン抽出物0.1%以下であること。 微細な懸濁物が岩面、礫、または砂利などに付着し、種苗の着生、発生あるいはその発育を妨げないこと。 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に定められた溶出試験により得られた検液中の有害物質のうち水産用水基準で基準値が定められている物質については、基準値の10倍を下回る。ただしカドミウム、PCBについては溶出試験で得られた検液中の濃度がそれぞれの化合物の検出下限値を下回ること。 ダイオキシン類の濃度は150pgTEQ/gを下回ること。		

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水産用水基準(人の健康の保護に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
カドミウム	0.003	0.003
全シアン	0.005	0.001
鉛	0.003	0.003
六価クロム	0.0002	0.01
砒素	0.01	0.01
総水銀	0.0002	0.0001
アルキル水銀	検出されないこと	0.001
PCB	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02	0.02
四塩化炭素	0.002	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.004	0.004
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.1	0.1
1,1,1-トリクロロエタン	0.5	0.5
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	0.006
トリクロロエチレン	0.01	0.01
テトラクロロエチレン	0.01	0.002
1,3-ジクロロプロペン	0.002	0.002
チウラム	0.006	-
シマジン	0.003	-
チオベンカルブ	0.001	0.02
ベンゼン	0.01	0.01
セレン	0.002	0.01
硝酸態窒素	9	7
亜硝酸態窒素	0.03	0.06
ふっ素	0.8	1.4
ほう素	1	4.5

注: -は基準値が設定されていない。

水産用水基準(生活環境の保全に関する環境基準に定められている有害物質の基準値)		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
亜鉛	検出されないこと	検出されないこと

水産用水基準(要監視項目として定められている有害物質の基準値)		
項 目	水 産 用 水 基 準[mg/L]	
	淡 水 域	海 域
クロホルム	0.05	0.06
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.04
1,2-ジクロロプロパン	0.06	0.06
p-ジクロロベンゼン	0.1	0.07
イソキサチオン	0.008	0.008
ダイアジノン	検出されないこと	検出されないこと
フェニトロチオン(MEP)	検出されないこと	検出されないこと
イソプロチオラン	0.04	0.04
オキシ銅	0.006	-
クロタロニル(TPN)	0.001	0.002
プロピザミド	0.008	-
EPN	検出されないこと	検出されないこと
ジクロロボス(DDVP)	検出されないこと	検出されないこと
フェノバルブ(BPMC)	検出されないこと	0.003
イプロベンホス(IBP)	検出されないこと	0.008
クロルニトロフェン(CNP)	0.0009	0.08
トルエン	0.6	0.3
キシレン	0.4	-
フタル酸ジエチルヘキシル	0.001	0.06
ニッケル	0.004	0.007
モリブデン	0.07	0.07
アンチモン	0.008	0.4
マンガン	0.2	0.2

注: -は基準値が設定されていない。

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水産用水基準(ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準)		
[(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版)]		
項目	水産用水基準[pgTEQ/L]	
	淡水域	海域
ダイオキシン類	1	1

水産用水基準(基準値、指針値が定められていない有害物質の基準値)		
[(公社)日本水産資源保護協会、(2018年版、一部2020年7月改訂)]		
項目	水産用水基準[mg/L]	
	淡水域	海域
アンモニア態窒素	0.01	0.03
残留塩素(残留オキシダント)	検出されないこと	検出されないこと
硫化水素	検出されないこと	検出されないこと
銅	0.0009	検出されないこと
アルミニウム	検出されないこと	0.1
鉄	0.09	0.2
陰イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
非イオン界面活性剤	検出されないこと	検出されないこと
ベンゾ(a)ピレン	検出されないこと	0.00001
トリブチルスズ化合物	0.000007	0.000002
トリフェニルスズ化合物	-	検出されないこと
フェノール類	0.008	0.2
ホルムアルデヒド	0.5	0.04

注：-は基準値が設定されていない。

▼表 2-4-2-10 水浴場の水質判定基準

【環境対策課】

区 分		ふん便性大腸菌群数	油 膜 の 有 無	C O D	透 明 度
適	水質AA	不検出(2個未満/100mL)	油膜が認められない	2mg/L以下(湖沼3mg/L以下)	全透(水深1m以上)
	水質A	100個/100mL以下	油膜が認められない	2mg/L以下(湖沼3mg/L以下)	全透(水深1m以上)
可	水質B	400個/100mL以下	常時は油膜が認められない	5mg/L以下	1m未満～50cm以上
	水質C	1000個/100mL以下	常時は油膜が認められない	8mg/L以下	1m未満～50cm以上
不 適		1000個/100mL超	常時油膜が認められる	8mg/L超	50cm未満

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

▼表2-4-2-11 排水基準を定める省令（有害物質）

【環境対策課】

一律排水基準		許容限度	地下浸透基準
種類又は項目			
カドミウム及びその化合物		0.03	0.001
シアン化合物		1	0.1
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。）		1	0.1
鉛及びその化合物		0.1	0.005
六価クロム化合物		0.5	0.04
砒素及びその化合物		0.1	0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.0005
アルキル水銀化合物		検出されないこと	0.0005
PCB		0.003	0.0005
トリクロロエチレン		0.1	0.002
テトラクロロエチレン		0.1	0.0005
ジクロロメタン		0.2	0.002
四塩化炭素		0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン		1	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン		3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002
チウラム		0.06	0.0006
シマジン		0.03	0.0003
チオベンカルブ		0.2	0.002
ベンゼン		0.1	0.001
セレン及びその化合物		0.1	0.002
ほう素及びその化合物	海域に排出されるもの	230	0.2
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10	
ふっ素及びその化合物	海域に排出されるもの	15	0.2
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量）		100	アンモニア性窒素：0.7 亜硝酸性窒素：0.2 硝酸性窒素：0.2
1, 4-ジオキサン		0.5	0.005

備考1 単位は全てmg/Lである

2 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

3 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件

▼表2-4-2-12 排水基準を定める省令（一般項目）

【環境対策課】

一 律 排 水 基 準		
種 類 又 は 項 目		許 容 限 度
水素イオン濃度(pH)	海域に排出されるもの	5.0～9.0
	海域以外の公共用水域に排出されるもの	5.8～8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)		160(日間平均120)
化学的酸素要求量(COD)		160(日間平均120)
浮遊物質(SS)		200(日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)	鉱油類含有量	5
	動植物油脂類含有量	30
フェノール類含有量		5
銅含有量		3
亜鉛含有量		2
溶解性鉄含有量		10
溶解性マンガン含有量		10
クロム含有量		2
大腸菌群数		日間平均3,000個/cm ³
窒素含有量		120(日間平均60)
磷含有量		16(日間平均 8)

備考1 単位は、pH・大腸菌群数を除き、全てmg/Lである

- 2 一般項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する
- 3 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない
- 5 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する
- 6 磷(りん)含有量についての排水基準は、磷(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

▼表2-4-2-13 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく特別排水基準

【環境対策課】

区 域	特 定 事 業 場	項 目 及 び 許 容 限 度									適 用 出 量 (m^3 / 日)	
		生物化学的 酸素要求量 (mg / L)		化学的酸素 要求量 (mg / L)		浮遊物質量 (mg / L)		ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量 (mg / L)		大腸菌数 (個 / cm^3)		
		日間 平均	最大	日間 平均	最大	日間 平均	最大	最大	最大			日間 平均
松島湾	下水道 整備地域	鉄鋼業又は金属製品製造業 に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			10以上
		その他のもの	20	30	20	30	70	90		10		
	その他 の地域	食品製造業(水産食品製 造業及び魚粉飼料製造業を除 く)に係るもの	80	100	80	100	70	90				
		水産食品製造業及び魚粉 飼料製造業に係るもの			100	130						
		死亡獣畜取扱業又はと畜業に 係るもの	60	80	60	80						
		し尿処理施設に係るもの	30									
		鉄鋼業又は金属製品製造業 に係るもの	20	30	20	30	20	30	2			
		砕石業、砂利採取業、旅館業 若しくは飲食店に係るもの又 は科学技術に関する研究等を行 うもの										
その他のもの	20	30	20	30	70	90		10				
阿武隈川	食品製造業に係るもの	60	80			70	90				30以上	
	死亡獣畜取扱業又はと畜業に 係るもの	60	80									
	し尿処理施設に係るもの	30										
	砕石業、砂利採取業、旅館業 若しくは飲食店に係るもの又 は科学技術に関する研究等を行 うもの											
	その他のもの	30	40			70	90		10			
仙台 市内 水域	下水道 整備地域	全特定事業場	20	30			70	90			25以上	
	その他 の地域	全特定事業場	100	130								
石巻地先海域	パルプ・紙又は紙加工品の製 造業に係るもの					100	130				50以上	
二の倉地先海域	パルプ・紙又は紙加工品の製 造業に係るもの					100	130				50以上	
気仙沼湾	全特定事業場										10以上	
万石浦	全特定事業場										10以上	

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

▼表2-4-2-14 公共用水域水質測定結果検体別総括表（健康項目）

【環境対策課】

測定項目		Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl4	1,2-DCE	1,1-DCE	C-1,2-DCE	1,1,1-TCE	
河川	調査対象検体数(E)	201	149	307	149	385	151	28	51	90	90	90	90	90	90	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	2	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	H29年	4	0	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		H30年	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R1年	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R2年	2	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3年		0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湖沼	調査対象検体数(E)	31	32	31	32	35	31	9	17	22	22	22	22	22	22	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	H29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		H30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R2年	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3年		0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海域	調査対象検体数(E)	58	58	58	58	58	58	18	28	56	56	56	56	56	56	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	割合(F/E) (%)	H29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		H30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) Cd: カドミウム、CN: 全シアン、Pb: 鉛、Cr⁶⁺: 六価クロム、As: 砒素、T-Hg: 総水銀、R-Hg: アルキル水銀、PCB: ポリ塩化ビフェニル、DCM: ジクロロメタン
CCl4: 四塩化炭素、1,2-DCE: 1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE: 1,1-ジクロロエチレン、C-1,2-DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE: 1,1,1-トリクロロエタン

測定項目		1,1,2-TCE	TCE	PCE	1,3-DCP	TMTD	CAT	TBC	C ₆ H ₆	Se	NO ₃ -N NO ₂ -N	F	B	C ₄ H ₁₀ O ₂	合計	
河川	調査対象検体数(E)	90	90	90	90	90	90	90	90	143	792	209	157	155	4137	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	24	1	0	40	
	割合(F/E) (%)	H29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	1
		H30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	1	0	1
		R1年	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	12	0	0	1
		R2年	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	11	1	0	1
R3年		0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	1	0	1	
湖沼	調査対象検体数(E)	22	22	22	22	23	22	23	22	22	262	38	38	46	934	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	割合(F/E) (%)	H29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		H30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		R2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
海域	調査対象検体数(E)	56	56	56	56	56	56	56	56	56	358	—	—	116	1708	
	R3年 環境基準を達成していない検体数(F)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	0	0	
	割合(F/E) (%)	H29年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		H30年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		R1年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
		R2年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
R3年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0	

(注) 1,1,2-TCE: 1,1,2-トリクロロエタン、TCE: トリクロロエチレン、PCE: テトラクロロエチレン、1,3-DCP: 1,3-ジクロロプロペン、TMTD: チウラム
CAT: シマジン、TBC: テオベンカルブ、C₆H₆: ベンゼン、Se: セレン、NO₃-N、NO₂-N: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F: ふっ素、B: ほう素、C₄H₁₀O₂: 1,4-ジオキサン
ふっ素、ほう素の環境基準については、海域には適用されない。

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

▼表 2-4-2-15 公共用水域水質測定結果（主要地点別）（健康項目）

【環境対策課】

水域名	地点名	m: 超過数, n: 総検体数													
		Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl ₄	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE	
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n
(河川)															
広瀬川(1)	鳴合橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
広瀬川(2)	三橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
梅田川	福田橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
高城川	明神橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
新町川	常盤橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砂押川上流	旧多賀城堰	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
砂押川下流	念仏橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
真山運河	真山橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
阿武隈川中流(2)	丸森橋	0/4	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
阿武隈川下流	阿武隈大橋(岩沼)	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/	0/1	/	/	/	/	/
白石川上流	川原子沢合流前	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
白石川下流	白幡橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
大川上流	鐘山大橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
大川下流	神山橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/6	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
大川下流	大川河口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
迫川上流	花山ダム流入部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
迫川上流	鍛冶屋橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
迫川上流	洞万橋(栗駒ダム)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
迫川中流	若柳	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
迫川下流	西前橋(ニッ屋)	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
江合川上流	轟橋(轟)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
江合川中流	清水開門	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
江合川下流	及川橋(短台)	0/2	0/2	0/12	0/2	0/12	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
出来川	小牛田橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
大崎市古川地区内	新堀サイホン入口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
定川	定川大橋(河口)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鳴瀬川上流	筒砂子橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鳴瀬川上流	唐府沢川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鳴瀬川上流	漆沢ダム流入部(鳴瀬川)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鳴瀬川中流	感恩橋(南郷)	0/2	0/2	0/6	0/2	0/6	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
鳴瀬川下流	小野橋(小野)	0/2	0/2	0/12	0/2	0/12	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
七北田川上流	七北田橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
七北田川中流	福田大橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
七北田川下流	高砂橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
名取川上流	いもくぼ橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
名取川上流	北川橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
名取川上流	北向橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
名取川上流	深野橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
名取川中流	栗木橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
名取川下流	関上大橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/	0/1	/	/	/	/	/	/
荒川	名取川合流前	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
増田川上流	薬師橋(ダム流入部)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
増田川中流	小山橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
増田川下流	毘沙門橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
下堀用水路	境橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
北上川(4)	登米大橋(登米)	0/2	0/2	0/12	0/2	0/12	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
旧北上川上流	神取橋(和瀬)	0/2	0/2	0/12	0/2	0/12	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
旧北上川下流	門脇	/	/	0/6	/	0/6	/	/	/	/	/	/	/	/	/
吉田川上流	魚板橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
吉田川下流	善川橋	/	/	0/6	/	0/6	/	/	/	/	/	/	/	/	/
吉田川下流	二子屋橋(鹿島台)	0/2	0/2	0/6	0/2	0/6	0/2	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
五間堀川	江戸橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
五間堀川	矢ノ目橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
津谷川上流	学園橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
津谷川下流	梨ノ木橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
齊川	江坪橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
松川	宮大橋	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	0/12	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
荒川	龍神橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
鶴田川	下志田橋(サイホン)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
面瀬川	尾崎橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
鹿折川上流	金山橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鹿折川下流	浪板橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
八幡川上流	志中大橋下流(旧浄水場前)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
八幡川下流	港橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
川内沢川	新河内橋(河内橋上流)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
大倉川上流	滝の上橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
大倉川下流	大倉川最下流	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
金流川	小畑橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
有馬川上流	宇南田橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
真山運河	七北田川合流前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
真山運河	深沼橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/1	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
真山運河	名取川合流前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鐘川	防潮堤樋門	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/	/
新川	山田橋下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
入山沢	最下流	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6	0/6	/	/	/	/	/	/	/	/
仙台川	仙台川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
要書川	要書川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
高野川	高野川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
芋沢川	芋沢川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
齋勝川	齋勝川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
細木川	細木川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
本砂金川	本砂金川最下流	/	/	/	/	0/2	/	/	/	/	/	/	/	/	/
旧荒川	旧荒川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注) Cd: カドミウム, CN: 全シアン、Pb: 鉛、Cr⁶⁺: 六価クロム、As: 砒素、T-Hg: 総水銀、R-Hg: アルキル水銀、PCB: ホリ塩化ビフェニル
DCM: ジクロロメタン、CCl₄: 四塩化炭素、1,2DCE: 1,2-ジクロロエタン、1,1DCE: 1,1-ジクロロエチレン、C-1,2DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水域名	地点名	m:超過数、n:総検体数															
		1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP	TMTD	CAT	TBC	C ₆ H ₆	Se	F	B	N-NO _{3,2}	C ₄ H ₁₀ O ₂		
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	
(河川)																	
広瀬川(1)	鳴合橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4		
広瀬川(2)	三橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/4	0/2		
梅田川	福田橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/24	0/4			
高城川	明神橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2			
新町川	常盤橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2			
砂押川上流	旧多賀城堰	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
砂押川下流	念仏橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2			
真山運河	真山橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2			
阿武隈川中流(2)	丸森橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/4	0/2		
阿武隈川下流	阿武隈大橋(岩沼)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/		
白石川上流	川原子沢合流前	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
白石川下流	白幡橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2		
大川上流	館山大橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
大川下流	神山橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/3	0/2		
大川下流	大川河口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2		
迫川上流	花山ダム流入部	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
迫川上流	鍛冶屋橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
迫川上流	洞方橋(栗駒ダム)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
迫川中流	若柳	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/6	0/6	0/2	0/3	0/2	
迫川下流	西前橋(ニッ屋)	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/2	
江合川上流	轟橋(轟)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/1	0/2		
江合川中流	清水閘門	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
江合川下流	及川橋(短台)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
出来川	小牛田橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2		
大崎市古川地区内	新堀サイホン入口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
定川	定川大橋(河口)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2		
鳴瀬川上流	筒砂子橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
鳴瀬川上流	唐府沢川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
鳴瀬川上流	湊沢ダム流入部(鳴瀬川)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
鳴瀬川中流	感恩橋(南郷)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
鳴瀬川下流	小野橋(小野)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
七北田川上流	七北田橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/24	0/4		
七北田川中流	福田大橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/24	0/4		
七北田川下流	高砂橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	/	0/24	0/4		
名取川上流	いもくぼ橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
名取川上流	北川橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
名取川上流	北向橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
名取川上流	深野橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4		
名取川中流	栗木橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4		
名取川下流	関上大橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/		
芥川	名取川合流前	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/4	0/2		
増田川上流	薬師橋(ダム流入部)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
増田川中流	小山橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
増田川下流	毘沙門橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/2	
下堀用水路	境橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/2	
北上川(4)	登米大橋(登米)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
旧北上川上流	神取橋(和淵)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
旧北上川下流	門脇	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
吉田川上流	魚板橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2	
吉田川下流	善川橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/1	0/1	0/1	/		
吉田川下流	二子屋橋(鹿島台)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	
五間堀川	江戸橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
五間堀川	矢ノ目橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
津谷川上流	学園橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
津谷川下流	梨ノ木橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
芥川	江坪橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
松川	宮大橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2	
荒川	菲神橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/3	0/2	
鶴田川	下志田橋(サイホン)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
面瀬川	尾崎橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/3	0/2		
鹿折川上流	金山橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
鹿折川下流	浪板橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	/	0/3	0/2		
八幡川上流	志中大橋下流(旧浄水場前)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
八幡川下流	港橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2		
川内沢川	新河内橋(河内橋上流)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/3	0/2		
大倉川上流	藩の上橋	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4		
大倉川下流	大倉川最下流	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4		
金流川	小畑橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
有馬川上流	宇南田橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/3	0/2		
真山運河	七北田川合流前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
真山運河	深沼橋	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	/	0/12	0/2		
真山運河	名取川合流前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
鏡川	防潮堤樋門	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
新川	山田橋下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
入山沢	最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/		
仙台川	仙台川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
栗川	栗川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
高野川	高野川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
芋沢川	芋沢川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
齋藤川	齋藤川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
網木川	網木川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/		
本砂金川	本砂金川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/12	/		
旧芥川	旧芥川最下流	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/12	/		

(注) 1,1,1TCE:1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、1,3DCP:1,3-ジクロロプロペン、TMTD:チウラム、CAT:シマジン、TBC:チオベンカルブ、C₆H₆:ベンゼン、Se:セレン、F:ふっ素、B:ほう素、N-NO_{3,2}:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、C₄H₁₀O₂:1,4-ジオキサン

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水域名	地点名	m: 超過数, n: 総検体数													
		Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl ₄	1,2DCE	1,1DCE	C-1,2DCE	
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	
(湖沼)															
化女沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
馬牛沼	沼出口	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
加瀬沼	沼出口	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
魚取沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
川原子ダム	ダムサイト	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
内町ため池	池出口	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
丸田沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
阿川沼	沼中央	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	/	/	/	/	/
青下ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
月山池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
嘉太神ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
牛野ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
孫沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
長沼(小野田)	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宿の沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
平筒沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
富士沼	沼中央	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
荒砥沢ダム	ダム出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
富床ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
大沼	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
小田ダム	小田ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
上大沢ダム	上大沢ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
惣の関ダム	惣の関ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
栗駒ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
花山ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鳴子ダム	ダムサイト	0/3	0/3	0/3	0/3	1/6	0/6	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3
漆沢ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
釜房ダム	ダムサイト	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
榎水ダム	ダムサイト	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
大倉ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
伊豆沼	伊豆沼出口	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
長沼	長沼出口	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
七北田ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
南川ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
七ヶ宿ダム	ダムサイト	0/2	0/2	0/1	0/2	0/2	0/2	/	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
(海域)															
松島湾(甲)	港橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
松島湾(乙)	西浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
松島湾(丙)	桂島	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
気仙沼湾(乙)	鎌ヶ崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
気仙沼湾(乙)	神明崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
気仙沼湾(丙)	大島北沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
気仙沼湾(丙)	K-2(二ツ根)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
気仙沼湾(丙)	K-3(日向貝)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
女川湾(甲)	魚市場前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
女川湾(乙)	小乗浜前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
女川湾(丙)	桐ヶ崎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
仙台港地先海域(甲)	内港-4内	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
仙台港地先海域(乙)	外港-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
仙台港地先海域(乙)	蒲生-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
仙台港地先海域(乙)	御殿崎-1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
仙台港地先海域(丙)	葛蒲田前-1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
仙台港地先海域(丙)	御殿崎-2	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
仙台港地先海域(丙)	荒浜-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/2	0/2	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4
二の倉地先海域(甲)	二の倉前-1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域(乙)	二の倉前-2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
二の倉地先海域(丙)	二の倉前-3	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2
石巻地先海域(甲-1)	工業港入口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(甲-2)	雲雀野海岸沖(H-1)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(乙-1)	長浜沖(N-2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(乙-3)	雲雀野海岸沖(H-2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	万石橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	鳴瀬沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	工業港沖(K-3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	長浜沖(N-4)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	雲雀野海岸沖(H-3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
石巻地先海域(丙)	万石浦M-6(湾中央)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
志津川湾(甲)	魚市場前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
志津川湾(乙)	荒島沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
志津川湾(乙)	弁天崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川湾(甲)	鮎川漁港内	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
鮎川湾(乙)	御番所崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その他の全地先海域	荒浜(互理)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	磯浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	小田の浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	お伊勢浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	大谷	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	袖浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	雄勝地先	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	萩浜地先	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その他の全地先海域	桂島海水浴場	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1
その他の全地先海域	広田湾(大沢)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
その他の全地先海域	追波湾(十三浜)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(注) Cd: カドミウム, CN: 全シアン, Pb: 鉛, Cr⁶⁺: 六価クロム, As: 砒素, T-Hg: 総水銀, R-Hg: アルキル水銀, PCB: ポリ塩化ビフェニル
DCM: ジクロロメタン, CCl₄: 四塩化炭素, 1,2DCE: 1,2-ジクロロエタン, 1,1DCE: 1,1-ジクロロエチレン, C-1,2DCE: シス-1,2-ジクロロエチレン

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

水域名	地点名	m:超過数、n:総検体数														
		1,1,1TCE	1,1,2TCE	TCE	PCE	1,3DCP	TMTD	CAT	TBC	C ₆ H ₆	Se	F	B	N-NO _{3,2}	C ₄ H ₈ O ₂	
		m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	m/n	
(湖沼)																
化女沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/	
馬牛沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	
加藤沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
魚取沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/	
川原子ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
内町ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
丸田沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/	
阿川沼	沼中央	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
青下ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4	
月山池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/	
嘉太神ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
牛野ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/	
孫沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
長沼(小野田)	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
宿の沢ため池	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
平筒沼	沼出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
富士沼	沼中央	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
荒砥沢ダム	ダム出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
宮床ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
大沼	池出口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/12	/	
小田ダム	小田ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	/	
上大沢ダム	上大沢ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/	
鯉の関ダム	鯉の関ダム	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	/	
栗駒ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/12	0/2	
花山ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/12	0/2	
鳴子ダム	ダムサイト	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/3	0/6	0/3	0/6	
漆沼ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/9	0/2	
釜房ダム	ダムサイト	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/1	0/2	0/1	0/1	0/2	0/2	0/36	0/2	
櫛水ダム	ダムサイト	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/12	0/2	
大倉ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4	
伊豆沼	伊豆沼出口	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/12	0/2	
長沼	長沼出口	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/2	0/2	0/12	0/2	
七北田ダム	ダムサイト	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/12	0/4	
南川ダム	ダムサイト	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/2	0/2	0/12	0/2	
七ヶ宿ダム	ダムサイト	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	
(海域)																
松島湾(甲)	港橋	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/12	0/2	
松島湾(乙)	西浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/12	0/2	
松島湾(丙)	桂島	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/12	0/2	
気仙沼湾(乙)	鯨ヶ崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/6	0/2	
気仙沼湾(乙)	神明崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/6	0/2	
気仙沼湾(丙)	大島北沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/6	0/2	
気仙沼湾(丙)	K-2(二つ根)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/6	0/2	
気仙沼湾(丙)	K-3(日向貝)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/6	0/2	
女川湾(甲)	魚市場前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
女川湾(乙)	小乗浜前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
女川湾(丙)	桐ヶ崎	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
仙台港地先海域(甲)	内港-4内	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	4/4	4/4	0/4	
仙台港地先海域(乙)	外港-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	4/4	4/4	0/4	
仙台港地先海域(乙)	蒲生-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	4/4	4/4	0/4	0/4	
仙台港地先海域(乙)	御殿崎-1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/5	0/2	
仙台港地先海域(丙)	葛蒲田前-1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/5	0/2	
仙台港地先海域(丙)	御殿崎-2	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	0/5	0/2	
仙台港地先海域(丙)	荒浜-3	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	0/4	4/4	4/4	0/4	0/4	
二の倉地先海域(甲)	二の倉前-1	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/5	0/2	
二の倉地先海域(乙)	二の倉前-2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/5	0/2	
二の倉地先海域(丙)	二の倉前-3	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	0/2	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(甲-1)	工業港入口	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(甲-2)	雲雀野海岸沖(H-1)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(乙-1)	長浜沖(N-2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(乙-3)	雲雀野海岸沖(H-2)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	万石橋	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	鳴瀬沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	工業港沖(K-3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	長浜沖(N-4)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	雲雀野海岸沖(H-3)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
石巻地先海域(丙)	万石浦M-6(湾中央)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
志津川湾(甲)	魚市場前	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
志津川湾(乙)	荒島沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/1	
志津川湾(乙)	弁天崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
鮎川湾(甲)	鮎川漁港内	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
鮎川湾(乙)	御番所崎沖	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/3	0/2	
その他の全地先海域	荒浜(互理)	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	
その他の全地先海域	磯浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	
その他の全地先海域	小田の浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/2	
その他の全地先海域	お伊勢浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	
その他の全地先海域	大谷	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	
その他の全地先海域	袖浜	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/1	
その他の全地先海域	雄勝地先	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/5	
その他の全地先海域	狹浜地先	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
その他の全地先海域	桂島海水浴場	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	0/1	/	/	0/2	
その他の全地先海域	広田湾(大沢)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	
その他の全地先海域	追波湾(十三浜)	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	0/5	0/2	

(注) 1,1,1TCE: 1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2TCE: 1,1,2-トリクロロエタン、TCE: トリクロロエチレン、PCE: テトラクロロエチレン、1,3DCP: 1,3-ジクロロプロペン、TMTD: チウラム、CAT: シマジン、TBC: チオベンカルブ、C₆H₆: ベンゼン、Se: セレン
F: ふっ素、B: ほう素、N-NO_{3,2}: 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、C₄H₈O₂: 1,4-ジオキサン

▼表2-4-2-16 地下水水質測定結果（令和3年度）

【環境対策課】

(1)概況調査

概況調査地区名		地点数	検出(うち超過)井戸件数								超過最大値 (単位:mg/L)
			Cd	Pb	As	PCE	Se	NO ₃ -N NO ₂ -N	F	B	
仙台市	青葉区	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	1(0)	NO _{3,2} :12
	宮城野区	2	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	2(0)	As:0.013
	若林区	2	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	0(0)	2(0)	
	太白区	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(0)	
	泉区	2	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(0)	0(0)	1(0)	
丸森町	筆甫	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	
白石市	小原	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	
大郷町	土橋	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	
塩竈市	清水沢	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
名取市	下増田	1	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	
大崎市	三本木秋田	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
色麻町	王城寺	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	
登米市	中田町浅水	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	
南三陸町	入谷	1	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)	0(0)	
合計		19	0(0)	0(0)	2(1)	2(0)	1(0)	17(1)	7(0)	10(0)	

(注) Cd:カドミウム、Pb:鉛、As:砒素、PCE:テトラクロロエチレン、Se:セレン、NO₃-N、NO₂-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F:ふっ素、B:ほう素

(2)継続監視調査

継続監視調査地区名		地点数	検出(うち超過)井戸件数													超過最大値 (単位:mg/L)	
			Cd	CN	Pb	Cr ⁶⁺	As	T-Hg	R-Hg	PCB	DCM	CCl ₄	1,2-DCA	1,1-DCE	1,2-DCE		1,1,1-TCE
仙台市	青葉区	1					1(1)										As:0.038
	宮城野区	2					1(1)										As:0.020
	若林区	2					2(2)										As:0.031
	太白区	1															
	泉区	3					1(1)										As:0.020
川崎町	川内	1					1(0)										
蔵王町	円田	1															
	宮	1															
角田市	佐倉	1					1(1)										As:0.10
大和町	鶴巣大平	2					2(2)										As:0.019
	吉岡	3										0(0)	0(0)	0(0)	0(0)		
七ヶ浜町	吉田浜	1															
多賀城市	新田	2															
名取市	下増田	1															
亶理町	荒浜	1					1(1)										As:0.016
栗原市	築館	3										0(0)	0(0)	1(0)	0(0)		
	志波姫堀口	2										0(0)	0(0)	0(0)	0(0)		
大崎市	古川福浦	1					1(1)										As:0.071
	古川大宮	1					1(1)										As:0.051
涌谷町	小里	1					1(1)										As:0.016
気仙沼市	唐桑町浦	1					1(1)										As:0.015
合計		32	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	14(13)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	

(注) Cd:カドミウム、CN:全シアン、Pb:鉛、Cr⁶⁺:六価クロム、As:砒素、T-Hg:総水銀、R-Hg:アルキル水銀、PCB:ポリ塩化ビフェニル、DCM:ジクロロメタン
CCl₄:四塩化炭素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン

【第2部第4章 安全で良好な生活環境の確保 2 水環境の保全】

継続監視調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数													超過最大値 (単位:mg/L)				
		1,1,2-TCE	TCE	PCE	1,3-DCP	TMTD	CAT	TBC	C ₆ H ₆	Se	NO ₃ -N NO ₂ -N	F	B	C ₄ H ₈ O ₂		VCM			
仙台市	青葉区	1																	
	宮城野区	2																NO _{3,2} :15	
	若林区	2																	
	太白区	1																NO _{3,2} :13	
	泉区	3																	
川崎町	川内	1																	
蔵王町	円田	1																NO _{3,2} :13	
	宮	1																F:1.9、B:3.5	
角田市	佐倉	1																	
大和町	鶴巣大平	2																	
	吉岡	3	0(0)	3(0)	2(1)												0(0)	0(0)	PCE:0.030
七ヶ浜町	吉田浜	1																NO _{3,2} :23	
多賀城市	新田	2																	
名取市	下増田	1																	
亶理町	荒浜	1																	
栗原市	築館	3	0(0)	1(0)	3(3)												0(0)	0(0)	PCE:1.6
	志波姫堀口	2	0(0)	0(0)	2(0)												0(0)	0(0)	
大崎市	古川福浦	1																	
大崎市	古川大宮	1																	
涌谷町	小里	1																	
気仙沼市	唐桑町浦	1																	
合計		32	0(0)	4(0)	7(4)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	9(4)	2(1)	1(1)	0(0)	0(0)		

(注)1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、1,3-DCP:1,3-ジクロロプロペン、TMTD:チウラム、CAT:シマジン
TBC:チオベンカルブ、C₆H₆:ベンゼン、Se:セレン、NO₃-N、NO₂-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、F:ふっ素、B:ほう素、C₄H₈O₂:1,4-ジオキサン
VCM:クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)

(3)汚染井戸周辺地区調査

※令和3年度実施なし。

汚染井戸周辺地区調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数										超過最大値 (単位:mg/L)	
		As	NO ₃ -N NO ₂ -N	1,2-DCA	1,1-DCE	1,2-DCE	1,1,1-TCE	1,1,2-TCE	TCE	PCE	VCM		
合計	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注)As:砒素、NO₃-N、NO₂-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、VCM:クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)

(4)再度汚染井戸周辺地区調査結果

※令和3年度実施なし。

汚染井戸周辺地区調査地区名	地点数	検出(うち超過)井戸件数										超過最大値 (単位:mg/L)
		As	NO ₃ -N NO ₂ -N	1,2-DCA	1,1-DCE	1,2-DCE	1,1,1-TCE	1,1,2-TCE	TCE	PCE	VCM	
合計	0	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)

(注)As:砒素、NO₃-N、NO₂-N:硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,2-DCA:1,2-ジクロロエタン、1,1-DCE:1,1-ジクロロエチレン、1,2-DCE:1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-TCE:1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-TCE:1,1,2-トリクロロエタン、TCE:トリクロロエチレン、PCE:テトラクロロエチレン、VCM:クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)